

令和 7 年度 沖縄市奨学生募集要項

1. 目的

意欲があるにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学が困難な市民に対し、奨学金を給付することで高等教育進学之机会を確保することにより、優秀な人材を育成することを目的とする。

2. 募集人数及び奨学金の内容

(1) 募集人数 予算の範囲内で 36 名程度

(2) 奨学金の内容

種類	対象経費	給付額
入学支度金	入学手続きに際して大学等に納めるべき入学金及び施設整備費に該当する経費	300,000 円以内

3. 奨学生の要件

次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 高等学校等(注 1)に在籍し、令和 8 年 3 月末までに卒業見込みの者(高等専門学校に限っては、令和 8 年 3 月末までに 3 年次修了見込みの者) 又は高等学校卒業程度認定試験に合格後 1 年以内の者で大学等に入学していない者
- (2) 沖縄県内に所在する大学等(注 2)へ進学する者
- (3) 大学等へ進学する意欲のある者
- (4) 経済的理由により大学等に入学が困難であると認められる者(注 3)
- (5) 申請時点において、本市に 1 年以上継続して住民登録がある者
- (6) 奨学生候補者として、過去に当該申請をしたことのない者

注 1「高等学校等」について

- ① 高等学校(専攻科および別科を除く)
- ② 中等教育学校の後期課程(専攻科および別科を除く)
- ③ 特別支援学校の高等部
- ④ 専修学校の高等課程
- ⑤ 高等専門学校(専攻科を除く)

注 2「大学等」について

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する次のものをいう。
 - ① 大学の学部
 - ② 短期大学の学科
 - ③ 専修学校の専門課程
- (2) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に規定する職業能力開発大学校

注3「経済的理由により大学等に入学することが困難と認められる者」について

【例】

- ① 生活保護受給世帯に属する者
- ② 児童扶養手当受給世帯に属する者
- ③ 同一生計内で所得がある者が、市民税の非課税である者（同一生計内全員）
- ④ 同一生計内で所得のある者が、病気やケガにより前年度より著しく所得が減った者

4. 奨学生認定申請

奨学生の認定を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 奨学生候補者認定申請書(様式第1号)
- (2) 高等学校等における第1学年から申請時までの成績又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明する書類 **※学校へ依頼**
- (3) 同一生計内の全員の住民票謄本又はその写し(本籍・続柄・筆頭者・住民年月日の記載があるもの)
- (4) 同一生計内の直近の所得課税証明書又はその写し（令和6年分の収入・控除・税額の記載があるもので満16歳以上の全員分のもの）
- (5) 入学金及び施設整備費の金額が分かる書類

《申請書類の準備、提出に当たっての注意事項》

※(1)の申請書等の様式は、沖縄市ホームページ(教育委員会教育総務課)からダウンロード可能。

※(2)については、(令和7年4月以降)在籍する高等学校等で作成してもらい、厳封したものを提出すること。

※各証明書類は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものとする。

※住民票謄本の世帯主と筆頭者が異なる場合は、筆頭者の所得課税証明書も提出すること。

※世帯の状況を確認するため、他に証明書の提出を求める場合がある。

5. 申請期間、申請先及び申請方法

(1) 申請期間

令和7年6月2日(月)～令和8年2月27日(金)

申請期限：第1回 令和7年8月8日(金)

第2回 令和7年10月31日(金)

※第2回の申請期限以降は随時受付とする。

開庁日の9:00～17:00 ※土日祝日は閉庁日。

※郵送の場合は、令和8年2月27日(金)消印有効とする。

封筒の表に「奨学生申請」と朱書きし、書留郵便にすること。

(2) 申請先

沖縄市教育委員会 教育総務課(沖縄市役所 7 階)

所在地：沖縄市仲宗根町 2 6 番 1 号

電 話：934-0044

(3) 申請方法

直接持参又は郵送

6. 奨学生候補者・奨学生補欠候補者選定

(1) 奨学生の認定申請をした者のうち書類審査を経て面接審査を行う。

※面接の場所や日時等は、面接の対象者に通知する。

(2) 奨学生候補者・奨学生補欠候補者を奨学生選定委員会で選定する。

(3) 申請者へ選定結果を通知する。

※奨学生補欠候補者…奨学生候補者及び奨学生に欠員が生じた場合において、奨学生候補者とすることができる者

7. 奨学生の認定及び奨学金の給付

奨学生候補者が大学等に合格した後、必要書類を提出。入学資格を取得したことを確認後、奨学生として認定し、奨学金を給付する。

8. 奨学金給付までの流れ

①奨学生認定申請書類の提出

↓

②1 次審査（書類審査）

〈1 回目〉

[8 月中旬]

〈2 回目〉

[11 月中旬]

↓※通過者

③2 次審査（面接審査）

[9 月上旬]

[11 月下旬]

↓※通過者

④奨学生候補者・補欠候補者に認定

[9 月下旬]

[12 月上旬]

↓

⑤大学等へ合格後、奨学金を申請

↓

⑥奨学金を給付

9. 資格保持期間について

(1) 奨学生候補者の資格保持期間（給付申請の期限）は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(2) 奨学生補欠候補者の資格保持期間(奨学生候補者となることができる期限)は、令和 8 年 3 月 25 日までとする。

